



# 金沢市公報

第2572号の2

平成19年(2007年)12月3日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ	
●告示		○金沢市消防用設備等設置資金の利率について (予防課) 8
○平成2年告示第49号(保存対象物の指定について)の一部改正について(文化財保護課)	1	●公告
○物品購入等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について(監理課)	1	○国土調査法の規定に基づく地籍調査により作成した地図及び簿冊の閲覧について(農業総務課) 9
○役務等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について( )	3	○予防接種を行うことについて(駅西福祉健康センター) 9
○金沢市高齢者等の生活自立のための住まいづくりに関する融資条例の規定に基づく貸付金の利率について(長寿福祉課)	7	○浄化槽保守点検業者の登録について(環境保全課) 9
○金沢市都市計画事業に伴う住宅建設資金の利率について(都市計画課)	7	○金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例の規定によるまちづくりに関する協定の締結について(都市計画課) 10
○市道の区域の変更について(道路管理課)	7	○開発行為に関する工事の完了について(建築指導課) 13
○道路の供用の開始について( )	8	●教育委員会告示
○金沢市がけ地防災工事資金の利率について(建築指導課)	8	○昭和53年教育委員会告示第1号(金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について)の一部改正について(文化財保護課) 13

## 告 示

### ●金沢市告示第273号

平成2年告示第49号(保存対象物の指定について)の一部を次のように改正する。

平成19年12月3日

金沢市長 山 出 保

表中「清原公瀧邸」を「超雲寺庫裏」に改める。

### ●金沢市告示第274号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、金沢市が発注する物品の購入又は売払い等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び資格審査の時期、申請の方法等について、同令第167条の5第2項(同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。)並びに金沢市契約規則(平成15年規則第1号)第2条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、平成20年4月1日以後に締結する契約に係る競争入札に参加しようとする者について適用します。

なお、平成17年告示第340号(物品購入等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)は、廃止します。

平成19年12月3日

金沢市長 山 出 保

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、第2に規定する要件に該当する者で、市長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると決定されたものとします。

## 第2 入札参加資格の審査に係る申請ができる者

入札参加資格の審査に係る申請ができる者は、次の(1)又は(2)のいずれにも該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でない者又は同条第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過した者
- (2) 第4に規定する資格審査申請書の提出日（以下「提出日」という。）までに納期限の到来した市税及び提出日の1箇月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税等をいう。以下同じ。）を完納している者

## 第3 入札参加資格の審査事項

1 入札参加資格の審査は、次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項について行うものとします。

- (1) 本市内に本店を有する者 客観的事項及び主観的事項
- (2) 本市外に本店を有する者 客観的事項

2 客観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

- (1) 営業年数
- (2) 年間平均販売高
- (3) 自己資本額
- (4) 自己資本比率
- (5) 流動比率
- (6) 従業員数

3 主観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

- (1) 指名停止状況
- (2) ISO及びエコアクション21の取得状況
- (3) 金沢市との防災協定の締結状況及びかなざわ災害時等協力事業所の登録状況
- (4) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する一般事業主行動計画の届出状況、同法第13条に規定する基準適合一般事業主認定状況及び金沢市「子育てにやさしい企業認証」の取得状況
- (5) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者の雇用状況及び金沢市正社員転換促進奨励金の交付状況

## 第4 入札参加資格の審査の申請

1 入札参加資格の審査を受けようとする者は、西暦偶数年の1月10日から同月25日までに資格審査申請書を市長に提出してください。

2 やむを得ない理由により1に定める期間内に資格審査申請書を提出することができなかつたと市長が認める者については、1の規定にかかわらず、随時資格審査申請書を提出することができます。

3 入札参加資格の審査に係る審査基準日は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるところによります。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その都度市長が定める日とします。

- (1) 客観的事項 西暦奇数年（資格審査申請書を提出する日の属する年の直前の西暦奇数年に限る。以下同じ。）の10月1日の直前の営業年度の終了の日
- (2) 主観的事項 西暦奇数年の12月31日

4 資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

書類番号	添付書類	摘 要	
1	営業品目調査書		
2	物品納入実績調査書		
3	国税に係る納税証明書	法人	法人税、消費税及び地方消費税
		個人	所得税、消費税及び地方消費税
4	商業登記簿謄本	法人に限る。	

5	印鑑証明書	個人に限る。	
6	財務諸表	法人	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
		個人	所得税確定申告時の貸借対照表、損益計算書又は収支内訳書
7	業務に係る許可、認可、登録、届出等を証する書面の写し	当該業務を行うに当たり許可等が必要な場合に限る。	
8	総合評定値通知書	工事請負業を併せて営む者に限る。	
9	委任状	競争入札、契約、請求等の権限を代理人に委任する場合に限る。	
10	金沢市指名業者登録票		

第5 入札参加資格の決定の通知及び有効期間

- 1 市長は、入札参加資格を有する者の決定をしたときは、入札参加資格者名簿にその氏名等を登載するとともに、その旨を資格決定通知書により申請をした者に通知します。
- 2 入札参加資格の有効期間は、2会計年度とします。ただし、第4の2の規定に該当する者については、市長が別に定める期間とします。

第6 入札参加資格の取消し

入札参加資格を有する者が次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当したとき。
- (2) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

第7 経過措置

- 1 廃止前の平成17年告示第340号の規定に基づき決定を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有することとします。
- 2 1に定めるもののほか、この告示の施行に伴い必要な経過措置は、市長が別に定めることとします。

●金沢市告示第275号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、金沢市が発注する役務等（コンサルタント業務、建物管理業務、樹木等管理業務、賃貸借業務及びその他委託業務をいう。）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び資格審査の申請の時期、方法等について、同令第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）並びに金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第2条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、平成20年4月1日以後に締結する契約に係る競争入札に参加しようとする者について適用します。

なお、平成17年告示第342号（役務等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）は、廃止します。

平成19年12月3日

金沢市長 山 出 保

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、第2に規定する要件に該当する者で、市長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると決定されたものとします。

第2 入札参加資格の審査に係る申請ができる者

入札参加資格の審査に係る申請ができる者は、次の(1)から(3)までのいずれにも該当する者としてします。

- (1) 次の表の左欄に掲げる業務の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者（右欄に記載のないものについては、それぞれ同表の左欄に掲げる業務を行うことができる者を右欄に定める者としてします。）

業 務 の 種 類		者
(1) コンサル タント業務	ア 測量業務	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けている者

	イ 建築（設備）コンサルタント業務	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けている者	
	ウ 土木コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けている者	
	エ 地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受けている者	
	オ 補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定による登録を受けている者	
(2) 建物管理業務	ア 清掃等業務	清掃業務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定による当該事業に係る登録を受けている者
		空気環境測定業務	
		貯水槽清掃業務	
		ねずみ等防除業務	
	イ 浄化槽清掃等業務	浄化槽清掃業務	浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による金沢市長の浄化槽清掃業の許可を受け、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定による金沢市長の浄化槽汚泥の収集及び運搬に係る一般廃棄物処理業の許可を受けている者
		浄化槽保守点検業務	金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第2条第1項の規定による金沢市長の浄化槽保守点検業者の登録を受けている者
	ウ 警備業務	機械警備業務	警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けている者又は同法第5条の規定による営業所の届出等を行った者
		その他警備業務	
	エ 設備運転監視業務		
	オ 設備保守点検業務	消防設備保守点検業務	消防法（昭和23年法律第186号）第17条の7の規定による消防設備士免状の交付を受けている者若しくは消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の6第6項に規定する消防設備点検資格者又は消防設備士免状の交付を受けている者若しくは消防設備点検資格者を有する者
電気設備保守点検業務（高圧）		電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条の規定による電気主任技術者免状の交付を受けている者又は電気主任技術者免状の交付を受けている者を有する者	
電気設備保守点検業務（低圧）			
空調設備保守点検業務			
ボイラー設備保守点検業務		ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第35条の規定によるボイラー整備士免許の交付を受けている者又はボイラー整備士免許の交付を受けている者を有する者	
エレベーター設備保守点検業務		建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の規定による一級建築士、二級建築士、昇降機検査資格者又は一級建築士、二級建築士、昇降機検査資格者を有する者	
自動ドア設備保守点検業務			
カ その他建物管理業務		業務の種類に応じて市長が別に定める者	
(3) 樹木等管理業務			
(4) 賃貸借業務			



(5) その他委託業務	ア 情報システム開発業務	
	イ 労働者派遣業務	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項の規定による一般労働者派遣事業の許可を受けている者及び同法第16条第1項の規定による特定労働者派遣事業の届出書を提出した者
	ウ ホームページ作成業務	
	エ データ入力業務	
	オ 会場設営業務	
	カ 印刷業務	
	キ マイクロフィルム撮影業務	
	ク 各種コンサルタント業務	地域計画等コンサルタント業務を行う者
ケ その他業務	業務の種類に応じて市長が別に定める者	

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でない者又は同条第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過した者

(3) 第4に規定する資格審査申請書の提出日（以下「提出日」という。）までに納期限の到来した市税及び提出日の1箇月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税等をいう。以下同じ。）を完納している者

### 第3 入札参加資格の審査事項

1 入札参加資格の審査は、次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項について行うものとします。

(1) 本市内に本店を有する者 客観的事項及び主観的事項

(2) 本市外に本店を有する者 客観的事項

2 客観的事項は、次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

(1) 第2の(1)の表の(1)に規定する者 建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年建設省厚第50号）に規定する事項

(2) 第2の(1)の表の(2)、(4)及び(5)に規定する者 次に掲げる審査項目

ア 営業年数

イ 完成業務高

ウ 自己資本額

エ 自己資本比率

オ 流動比率

カ 従業員数

(3) 第2の(1)の表の(3)に規定する者 次に掲げる審査項目

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値

イ 樹木等管理業務に係る完成業務高

3 主観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

(1) 業務成績評点

(2) 指名停止状況

(3) 優良業務の表彰実績

(4) ISO及びエコアクション21の取得状況

(5) 金沢市との防災協定の締結状況及びかなざわ災害時等協力事業所の登録状況

(6) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する一般事業主行動計画の届出状況、同法第13条に規定する基準適合一般事業主の認定状況及び金沢市「子育てにやさしい企業認証」の取得状況

(7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者の雇用状況及び金沢市正社員転換促進奨励金の交付状況

## 第4 入札参加資格の審査の申請

- 1 入札参加資格の審査を受けようとする者は、西暦偶数年の1月10日から同月25日までに資格審査申請書を市長に提出してください。
- 2 やむを得ない理由により1に定める期間内に資格審査申請書を提出することができなかつたと市長が認める者については、1の規定にかかわらず、随時資格審査申請書を提出することができます。
- 3 入札参加資格の審査に係る審査基準日は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるところによります。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その都度市長が定める日とします。
  - (1) 客観的事項 西暦奇数年（資格審査申請書を提出する日の属する年の直前の西暦奇数年に限る。以下同じ。）の10月1日の直前の営業年度の終了の日
  - (2) 主観的事項 西暦奇数年の12月31日
- 4 資格審査申請書には、次の区分により書類を添付してください。
  - (1) 第2の(1)の表に規定する者（共通）

書類番号	添付書類	摘 要
1	使用印鑑届・委任状	委任状は、競争入札、契約、請求等の権限を代理人に委任する場合に限る。
2	国税に係る納税証明書	法人 法人税、消費税及び地方消費税
		個人 所得税、消費税及び地方消費税
3	営業所一覧表	金沢市内に本店のみを有する者にあつては、提出を省略することができる。
4	商業登記簿謄本	法人に限る。
5	営業経歴書、身分証明書及び住民票	個人に限る。
6	財務諸表	法人 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は利益処分計算書
		個人 所得税確定申告時の貸借対照表、損益計算書又は収支内訳書
7	業務に係る許可、認可、登録、届出等を証する書面の写し	当該業務を行うに当たり許可等が必要な場合に限る。
8	業務実績調書	
9	総括表	
10	主観的事項に関する調査票	金沢市内に本店を有する者に限る。
11	役員の兼務及び資本関係調書	法人に限る。
12	金沢市指名業者登録票	

- (2) 第2の(1)の表の(1)に規定する者

- ア 技術職員名簿等
- イ 希望業務調査票

- (3) 第2の(1)の表の(2)に規定する者

- ア 技術職員名簿等

- (4) 第2の(1)の表の(3)に規定する者

- ア 総合評定値通知書又は経営事項審査結果通知書（国土交通大臣又は都道府県知事に対して総合評定値の通知又は経営事項審査の申請を行っていない者にあつては、提出は不要とする。）

- (5) 第2の(1)の表の(4)に規定する者

- ア 取扱品目調査票

- (6) 第2の(1)の表の(5)カに規定する者

- ア 印刷物取扱調査票

## 第5 入札参加資格の決定の通知及び有効期間

- 1 市長は、入札参加資格を有する者の決定をしたときは、入札参加資格者名簿にその氏名等を登載するとともに、その旨を資格決定通知書により申請をした者に通知します。
- 2 入札参加資格の有効期間は、2会計年度とします。ただし、第4の2の規定に該当する者については、市長が別に定める期間とします。

#### 第6 入札参加資格の取消し

入札参加資格を有する者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消します。

- (1) 第2の(1)の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当したとき。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

#### 第7 経過措置

- 1 廃止前の平成17年告示第342号の規定に基づき決定を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有することとします。
- 2 1に定めるもののほか、この告示の施行に伴い必要な経過措置は、市長が別に定めることとします。

#### ●金沢市告示第276号

金沢市高齢者等の生活自立のための住まいづくりに関する融資条例（昭和56年条例第3号）第6条第1項の規定により、貸付金に係る利率を年2.00パーセントと定めたので、同条第2項の規定により告示し、平成19年12月3日以後の申込者について適用します。

平成19年12月3日

金沢市長 山 出 保

#### ●金沢市告示第277号

金沢市都市計画事業に伴う住宅建設資金融資条例（昭和55年条例第1号）第6条第1項の規定により、貸付金に係る利率を年2.20パーセントと定めたので、同条第2項の規定により告示し、平成19年12月3日以後の申込者について適用します。

平成19年12月3日

金沢市長 山 出 保

#### ●金沢市告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成19年12月3日から同月17日まで一般の縦覧に供します。

平成19年12月3日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	大野2号 大野東線1号	大野町4丁目リ170番4先から 大野町4丁目リ170番7先まで	旧	4.0～4.7	47
			新	6.0	47
一般市道	大野2号 大野東線5号	大野町4丁目リ172番11先から 大野町4丁目リ172番12先まで	旧	4.5～4.7	25
			新	5.2～5.3	25
一般市道	鞍月6号 近岡町線	御供田町ニ20番7先から 御供田町ニ20番4先まで	旧	4.5	38
			新	5.8	38
一般市道	富樫16号 窪3丁目線6号	窪3丁目353番1先から 窪3丁目353番3先まで	旧	4.6	22
			新	5.3	22
一般市道	富樫16号 窪3丁目線7号	窪3丁目355番1先から 窪3丁目353番6先まで	旧	4.6	28
			新	5.3	28

一般市道	小坂25号	千田町へ	79番5先から	旧	3.1～3.3	27
	千田町線7号	千田町へ	79番2先まで	新	6.0	27
一般市道	小坂46号	高柳町二字	15番1先から	旧	7.0～22.5	10
	高柳町線9号	高柳町二字	15番1先まで	新	9.9～25.4	10

## ●金沢市告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成19年12月3日から同月17日まで一般の縦覧に供します。

平成19年12月3日

金沢市長 山 出 保

路線名	区 間	供用開始日
大野2号 大野東線1号	大野町4丁目リ 170番4先から 大野町4丁目リ 170番7先まで	平成19年12月3日
大野2号 大野東線5号	大野町4丁目リ 172番11先から 大野町4丁目リ 172番12先まで	〃
大徳30号 藤江南3丁目線8号	藤江南3丁目 121番1先から 藤江南3丁目 122番1先まで	〃
鞍月6号 近岡町線	御供田町ニ 20番7先から 御供田町ニ 20番4先まで	〃
富樫16号 窪3丁目線6号	窪3丁目 353番1先から 窪3丁目 353番3先まで	〃
富樫16号 窪3丁目線7号	窪3丁目 355番1先から 窪3丁目 353番6先まで	〃
小坂25号 千田町線7号	千田町へ 79番5先から 千田町へ 79番2先まで	〃
1級幹線130号 三池・高柳線	高柳町二字 15番1先から 高柳町二字 14番1先まで	平成19年12月11日
小坂46号 高柳町線9号	高柳町二字 15番1先から 高柳町二字 15番1先まで	〃

## ●金沢市告示第280号

金沢市がけ地防災工事資金融資条例（昭和49年条例第1号）第7条第1項の規定により、貸付金に係る利率を年2.20パーセントと定めたので、同条第2項の規定により告示し、平成19年12月3日以後の申込者について適用します。

平成19年12月3日

金沢市長 山 出 保

## ●金沢市告示第281号

金沢市消防用設備等設置資金融資条例（昭和48年条例第6号）第7条第1項の規定により、貸付金に係る利率を年2.00パーセントと定めたので、同条第2項の規定により告示し、平成19年12月3日以後の申込者について適用します。

平成19年12月3日

金沢市長 山 出 保



## 公 告

湯涌第4地区その2の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）の規定により地籍調査を行い、その結果に基づいて地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地図及び簿冊を一般の閲覧に供します。

なお、この地図及び簿冊に測量若しくは調査上の誤り又は国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第6条に規定する限度以上の誤差があると認める者は、閲覧期間内に、本市に対してその旨を申し出ることができます。

平成19年12月3日

金沢市長 山 出 保

地図及び簿冊の名称	閲覧期間	閲覧時間	閲覧場所
浅川町イ、ハ、ニ及びホ並びに上辰巳町拾字の各一部	平成19年12月4日から同月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	午前9時から午後5時30分まで	金沢市産業局 農林部農業総務課

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成19年12月3日

金沢市長 山 出 保

1 予防接種の種類

インフルエンザ

2 予防接種の対象者の範囲

(1) 65歳以上の者

(2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2に規定する者

3 予防接種を行う期間

平成19年10月20日から同年12月31日まで

ただし、平成19年12月21日から同月31日までに65歳になる者及び心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則第2条の2に規定する者のうち平成19年12月21日から同月31日までに60歳になる者については、接種期間の終期を平成20年1月9日とする。

4 予防接種を行う場所

予防接種を行う医師の氏名	予防接種を行う主たる場所	
	医療機関名	所在地
土用下 和之 高崎 幹裕 大橋 功	敬愛病院	金沢市兼六元町14番21号

5 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められる者
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
- (6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成19年12月3日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
67	近畿環境サービス株式会社	大阪市西淀川区歌島2丁目1番12号	平成19年11月19日

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を締結したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年12月3日

金沢市長 山 出 保

- 1 協定を締結した相手方  
北安江下丁地区住民等
- 2 協定を締結した年月日  
平成19年11月21日
- 3 協定番号  
21
- 4 協定の名称  
北安江下丁地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域  
別図（まちづくり協定区域図）のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

まちづくり計画の名称	北安江下丁地区 まちづくり計画
まちづくり計画の対象となる区域	金沢市北安江4丁目の一部
まちづくり計画の対象となる区域の面積	約 6.3 ha
まちづくりの目標	本地区は、JR金沢駅西口広場から北へ約1.5kmの位置にあり、現在、利便性の良い、快適で静閑な住宅地が形成されている。この住環境を末永く維持し、緑豊かで活気のある住み良いまちづくりを目標とする。
まちづくりの方針	上記目標に向けて以下に掲げる項目をまちづくりの基本方針とする。 1 低層で落ち着いた景観が形成された美しいまち 2 緑豊かで自然と調和した心地よいまち 3 地域住民と事業所等が一体となったコミュニティ活動が活発なまち 4 子どもたちが安心して遊び、学べるまち 5 お年寄りの人たちが元気で安全に暮らせるまち
建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）してはならない。ただし、まちづくり協定締結時に既に存する建築物の建て替えて「北安江地区住み良い町づくりのための会」と協議し、承認を得たものはこの限りではない。 (1) 畜舎 (2) 大学、高等専門学校、専修学校、各種学校又は病院 (3) 公衆浴場又は葬儀場 (4) 神社、寺院又は教会 (5) ホテル又は旅館 (6) ゴルフ練習場又はバッテング練習場 (7) 自動車教習所

その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	壁面の位置の制限	道路境界線から壁面又はこれに代わる柱の面までの最低限度は1m以上とする。ただし、道路境界線から壁面後退距離の範囲内において、壁面後退部分の床面積の合計が5㎡以下で、かつ、軒高3m以下の独立した車庫はこの限りではない。
	建築物の高さの最高限度	階数は地階を除き4以下で、高さは12m以下とする。ただし、次に掲げるものはこの限りではない。 1 高さ5m以下の階段室、昇降機塔等の屋上突出部分で建築面積の8分の1以内のもの 2 まちづくり協定締結時に既に存する建築物を建て替える場合において、既存の高さを超えないもので「北安江地区住み良い町づくりのための会」と協議し、承認を得たもの
	建築物等の形態又は意匠の制限	(建築物) 1 建築物の外壁の色は、原色を避け、低彩度の色を基調とした落ち着いた色調とする。 2 屋根の色は、黒、グレー、茶、濃緑又は濃紺等の落ち着いた色調とする。 (広告物) 1 屋外広告物は自家用広告並びに土地又は建物の管理用広告で、地域の景観に配慮した素材やデザインを工夫し、都市景観上支障がないものとする。 2 点滅灯、回転灯、ネオン管及び電光表示装置等は、設置してはならない。 3 独立広告塔は、壁面後退線内に設置してはならない。 4 屋上又は屋根面には設置しないものとする。 5 壁面に表示する場合、広告物(ただし、ビル名称等は除く。)の上端は、地盤面より6m以下とし、かつ、表示面積は10㎡以下とする。 6 外壁から張り出して設置する場合は、1建築物につき1箇所までとする。また、外壁面からの張り出しは1m以内で、かつ、下端は地盤面から2.5m以上とし、表示面積は10㎡以下とする。 7 独立広告物を設置する場合、高さは地盤面から6m以下とする。また、一面あたりの表示面積は5㎡以下とし、かつ、合計表示面積は10㎡以下とする。 8 広告物全体の表示面積は10㎡以下とする。
	垣又はさくの構造の制限	1 道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次に掲げるものとする。 (1) 生け垣、板塀、竹垣、植栽又は透過性フェンス (2) コンクリートブロック又は石積等で高さ0.6m以下のもの 2 駐車場の出入口以外の箇所に、垣又はさくを設けるように努める。
	駐車場に関する事項	1 共同住宅、店舗、飲食店又は事務所等の敷地内及び近隣地での駐車場の確保は、「北安江地区住み良い町づくりのための会」と協議し、承認を得なければならない。 2 夜間に複数の車両が出入りするおそれのある駐車場について、「北安江地区住み良い町づくりのための会」と協議し、騒音防止対策を講じなければならない。 3 駐車場の出入口が構築物等により、歩行者の視界を遮るおそれがある場合は、歩行者の安全のために駐車場の出入口であることが認識できるよう対策を講じなければならない。 4 駐車場の所有者及び管理者は、定期的に雑草の除去等の環境整備に努めなければならない。
	空き地及び空き家等の管理に関する事項	空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域の安全及び環境保全の対策を講じなければならない。
その他の事項	1 アダルトビデオ、アダルト雑誌等(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第5号に定めるもの。)の自動販売機を設置してはならない。 2 緑豊かな住環境の実現に配慮し、緑化に努める。	



# 北安江下丁地区まちづくり協定区域図



次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成19年12月3日

金沢市長 山 出 保

1

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市南塚町300番1	金沢市上荒屋7丁目120番地 塚野 智巳

2

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市矢木1丁目90番1及び90番3から90番5まで	道路 金沢市矢木1丁目90番4	金沢市新保本5丁目121番地 タイセツコーポレーション株式会社 代表取締役 安田 洋
金沢市緑が丘77番1及び77番3から77番8まで	道路 金沢市緑が丘77番4及び77番5	金沢市泉野町1丁目9番9号 中央土地建物株式会社 代表取締役 高澤 和浩
金沢市畝田中1丁目120番1、120番4から120番7まで、121番5及び121番6	道路 金沢市畝田中1丁目120番4及び121番6	金沢市諸江町26番7号 株式会社 アプリケーション 代表取締役 垣内 申治
金沢市北町乙42番1、42番4から42番11まで、43番3及び87番3並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	道路 金沢市北町乙42番1及び87番3並びに金沢市所管の法定外公共物の一部 農道 金沢市北町乙42番4及び43番3	金沢市諸江町上丁335番地 株式会社 笹舟住研 代表取締役 西野 俊明
金沢市千田町へ79番2及び79番4から79番8まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	道路 金沢市千田町へ79番4及び金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市八日市4丁目308番地 株式会社 アイランドホーム 代表取締役 島畑 則子
金沢市大野町4丁目カ50番1から50番15まで	道路 金沢市大野町4丁目カ50番4、50番9及び50番10	金沢市畝田中2丁目93番地 株式会社 グイトク不動産 代表取締役 勘村 哲之
金沢市窪3丁目353番1から353番8まで	道路 金沢市窪3丁目353番7及び353番8	石川郡野々市町若松町1番5号 株式会社 マスターズ 代表取締役 地渡 政彦
金沢市観音堂町チ45番1から45番6まで、70番4の一部及び70番11並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	道路 金沢市観音堂町チ45番4、70番4の一部及び70番11並びに金沢市所管の法定外公共物の一部 水路 金沢市観音堂町チ45番3	金沢市高尾台2丁目3番地 株式会社 キムラリアルエステート 代表取締役 木村 宗久

## 教育委員会告示

### ●金沢市教育委員会告示第14号

昭和53年教育委員会告示第1号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正する。

平成19年12月3日



金沢市教育委員会委員長 小 杉 善 嗣

表に次のように加える。

民俗 芸能	なむとせぶし 南無とせ節		金沢市戸水1丁目376番地	指定平成19年12月3日
			南無とせ節保存会	認定平成19年12月3日
名 勝	にしけていえん 西家庭園		金沢市長町3丁目1番1号	指定平成19年12月3日
			西 孝雄	

平成19年(2007年)12月3日 印刷

発行人

金 沢 市

平成19年(2007年)12月3日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

カネモト印刷(株)